

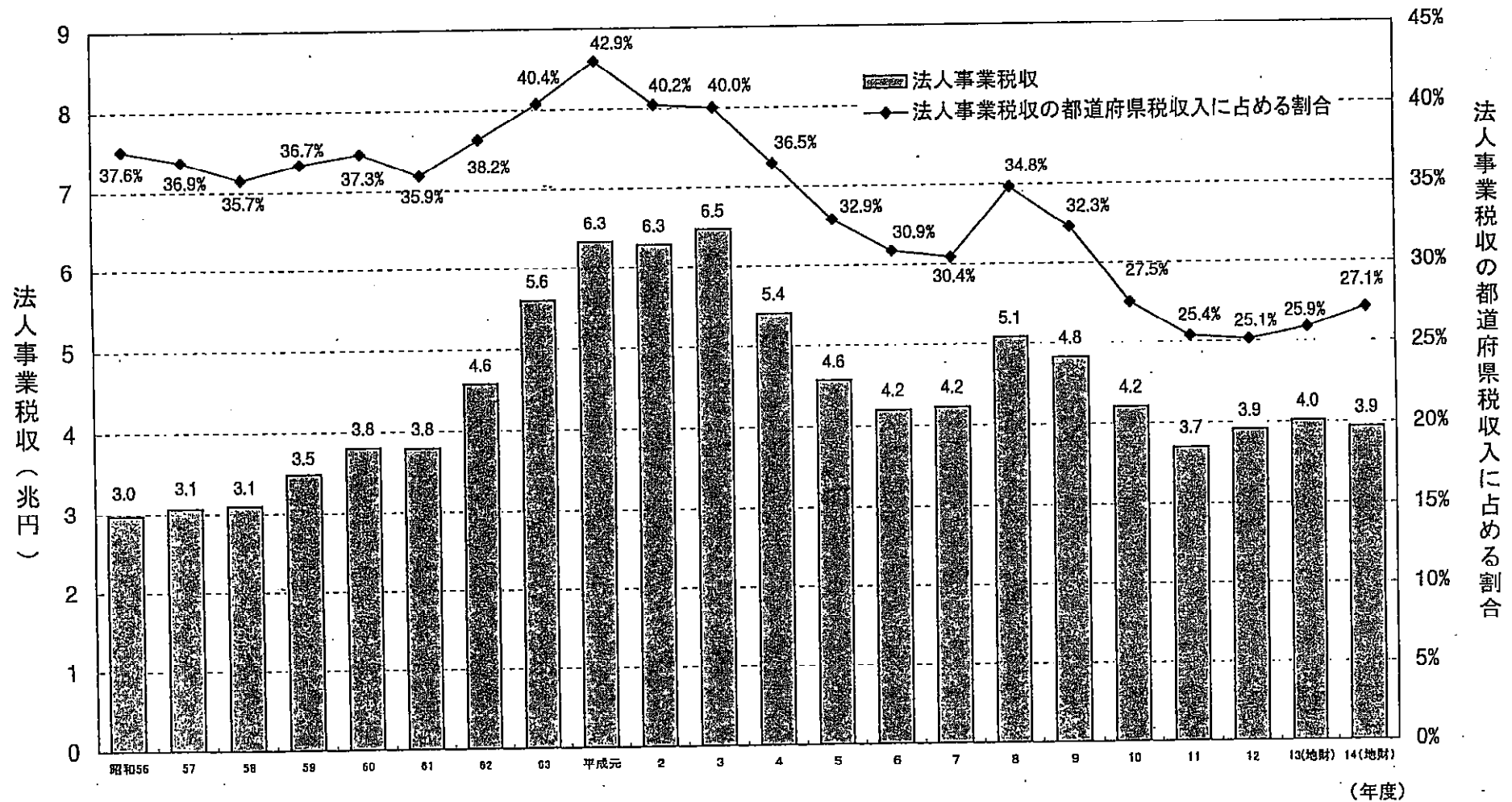
〔平 14. 4. 12〕
基礎小 10－6〕

地方法人課税・外形標準課税説明資料

資 料 目 次

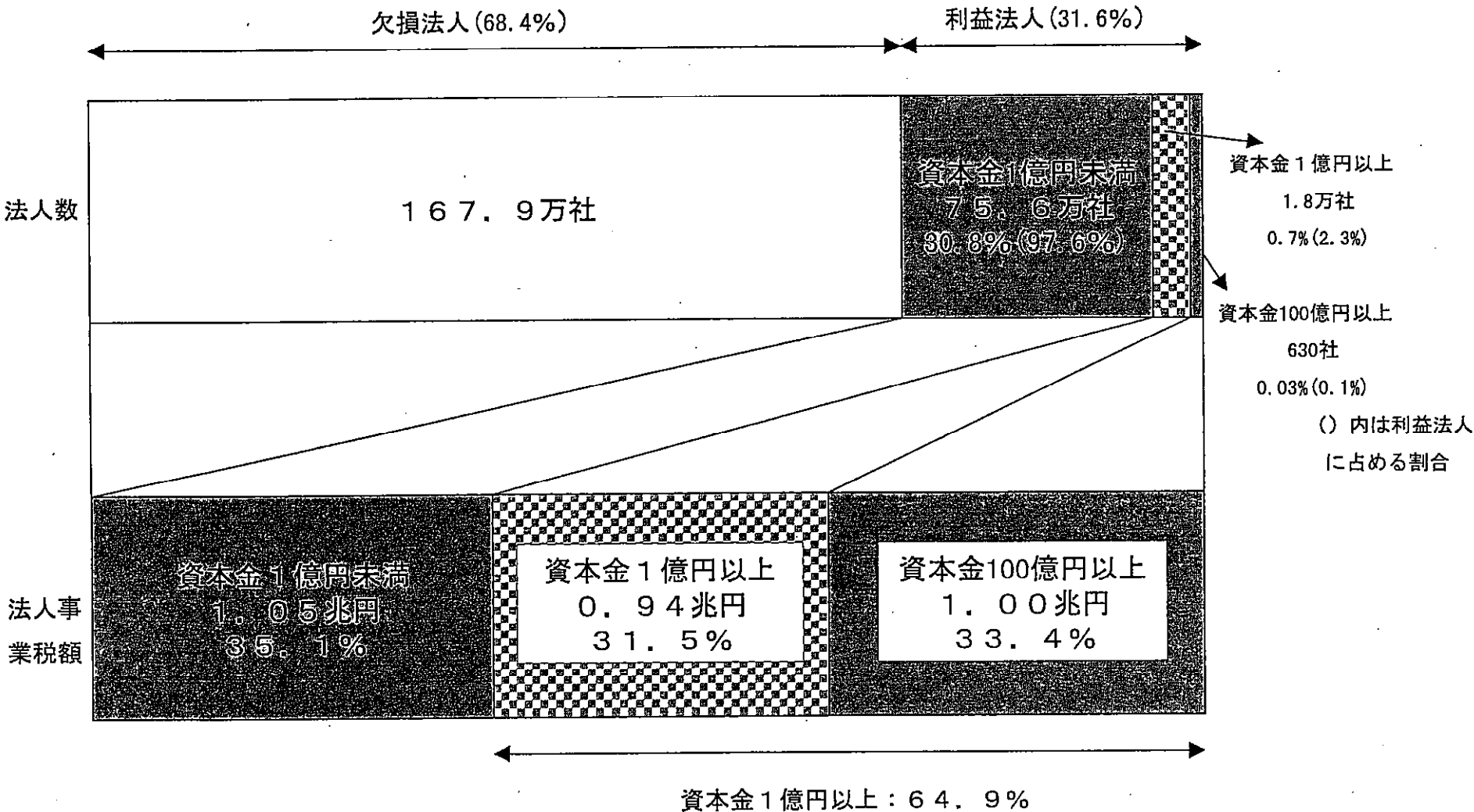
法人事業税収の推移	1
資本金階級別の法人事業税額（平成11年分）	2
欠損法人割合の推移（法人事業税）	3
法人住民税法人税割の税率の推移（道府県分＋市町村分）	4
法人事業税の税率（標準税率）の推移	5
法人所得課税の実効税率の国際比較	6
外形標準課税の検討の経緯について	7
わが国税制の現状と課題－21世紀に向けた国民の参加と選択－（抄）	8
平成13年度の税制改正に関する答申（抄）	9
平成14年度の税制改正に関する答申（抄）	10
構造改革と経済財政の中期展望（抄）	11
地方税の主な非課税等特別措置による減収額の内訳	12
法人事業税の改革の趣旨	13
法人事業税の改革案について	14
旧自治省案と改革案の比較	15
東京都銀行税訴訟の概要	16

法 人 事 業 税 収 の 推 移



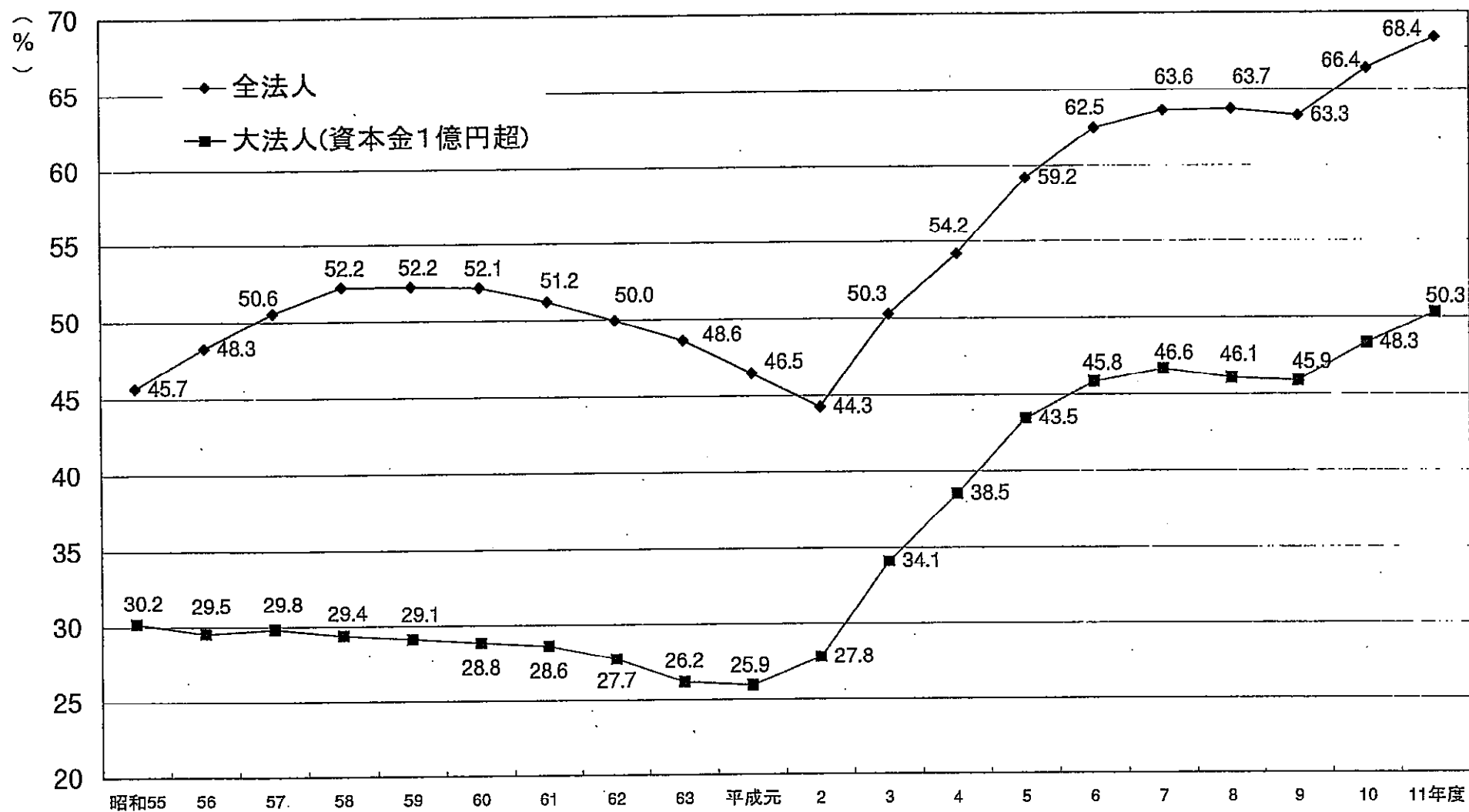
(注) 12年度までは決算額、13年度及び14年度は地方財政計画額である。

資本金階級別の法人事業税額（平成11年分）



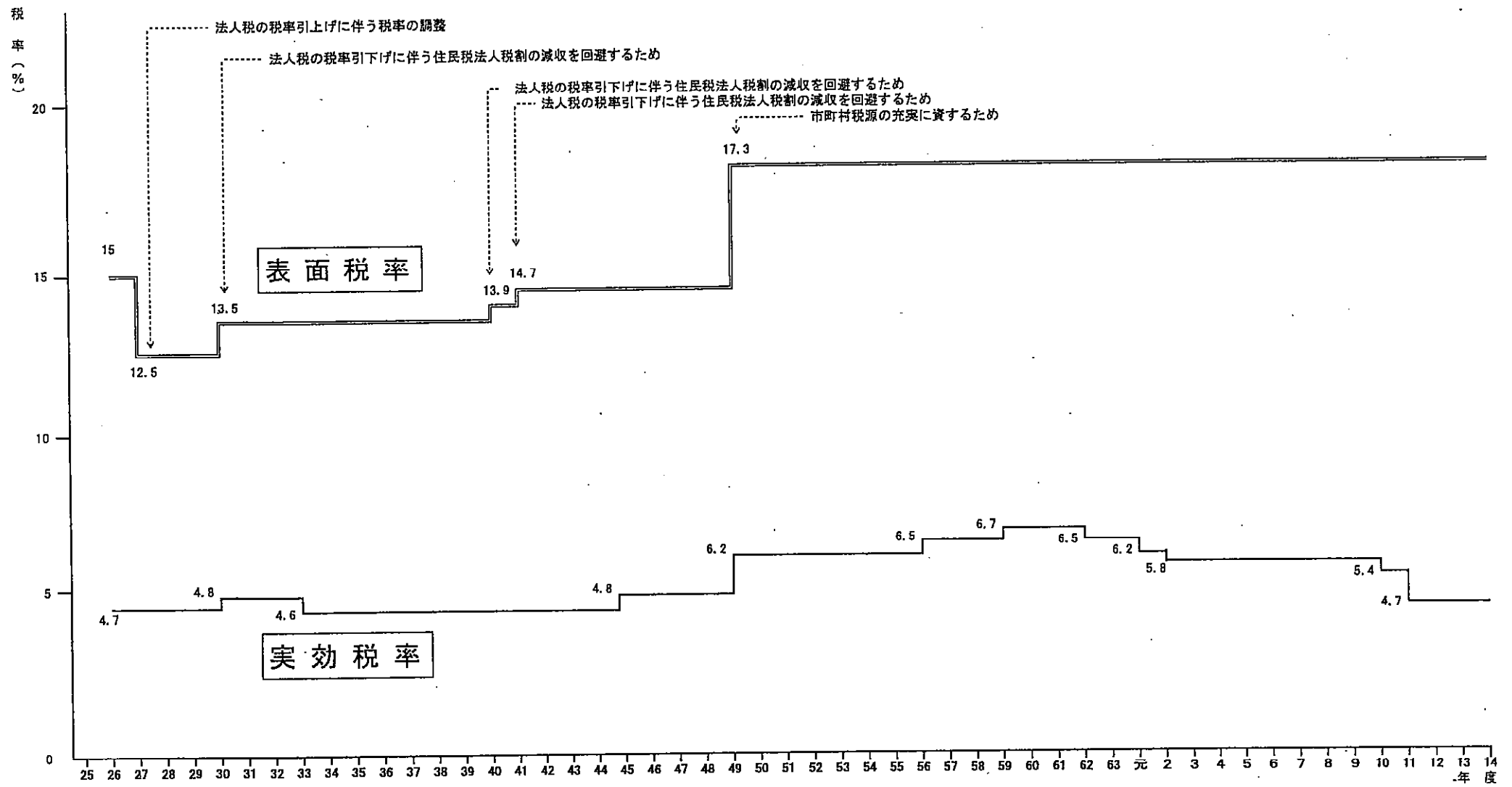
（注）平成11年2月1日から平成12年1月31日までの間に事業年度が終了した所得課税法人（特別法人等を除く）の現年度課税分についての計数であり、「道府県税の課税状況等に関する調（平成11年分）」（総務省）による。

欠損法人割合の推移(法人事業税)



(注)「道府県税の課税状況等に関する調」(総務省)による。(特別法人等を除く所得課税法人分)

法人住民税法人税割の税率の推移（道府県分＋市町村分）



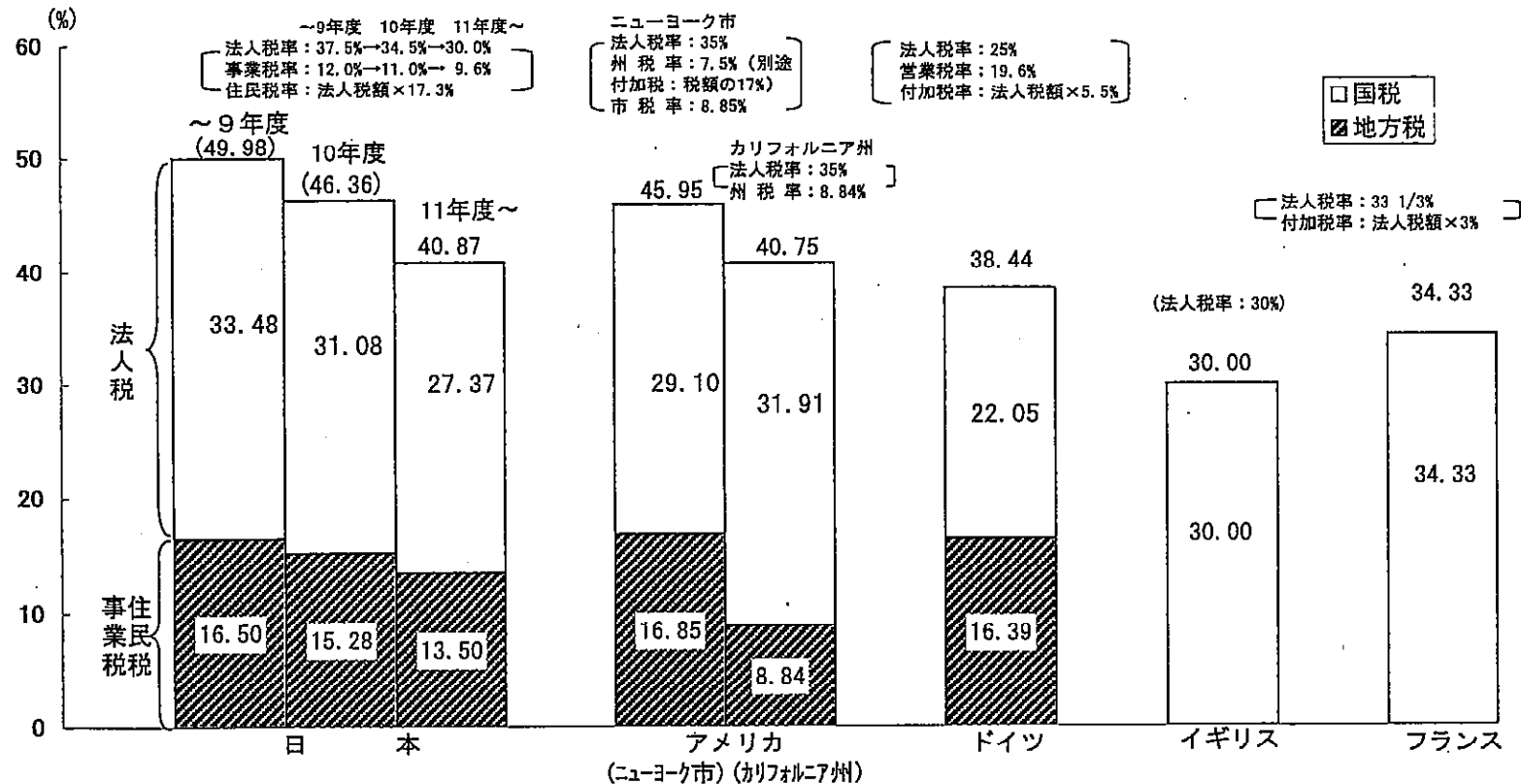
(注) 住民税法人税割の税率は標準税率である。

法人事業税の税率（標準税率）の推移

年 度 区 分	昭和 25	29	32	34	37	39	49	50	平成 10	11 (現行)
普通法人に 対する税率	12% →								11%	9.6%
軽減税率		年 50万 円以下 10%	年100万 円以下 10%	年200万 円以下 10%	年200万 円以下 9%	年300万 円以下 9%	年600万 円以下 9%	年700万 円以下 9%	年800万 円以下 8.4%	年800万 円以下 7.3%
			年 50万 円以下 8%	年100万 円以下 8%	年100万 円以下 6%	年150万 円以下 6%	年300万 円以下 6%	年350万 円以下 6%	年400万 円以下 5.6%	年400万 円以下 5%
				年 50万 円以下 7%						
特別法人に 対する税率	8% →								7.5%	6.6%
軽減税率				年 50万 円以下 7%	年100万 円以下 6%	年150万 円以下 6%	年300万 円以下 6%	年350万 円以下 6%	年400万 円以下 5.6%	年400万 円以下 5%

※ 電気供給業、ガス供給業、生命保険業、損害保険業については、課税標準が収入金額とされており、税率は1.3%（平成10年度以前は1.5%）である。

法人所得課税の実効税率の国際比較



- (注) 1. 日本の実効税率は、法人事業税が損金算入されることを調整した上で、「法人税」「法人住民税」「法人事業税」の税率を合計したものである。なお、日本の「法人事業税」は、所得に対して課税されるものであるが、行政サービスの提供に対し必要な経費を分担する物税たる性格のものである。
2. アメリカの「地方税」は、ニューヨーク市（州法人税（付加税含む）、市法人税）、カリフォルニア州（州法人税）の例である。このほか、一部の州・市では、法人所得課税のほか、支払給与額等に対して課税される場合もある。
3. ドイツの実効税率は、付加税（法人税額の5.5%）を含めたものである。ドイツの「国税」は、連邦と州の共有税（50:50）であり、「地方税」は、営業収益を課税標準とする営業税である。
4. フランスの実効税率は、付加税（法人税額の3%）を含めたものである。なお、フランスでは、法人所得課税のほか、職業税（地方税）が課税される。
5. 諸外国については、2002年1月現在の税制に基づく。

外形標準課税の検討の経緯について

昭和24年9月	シャウプ使節団『日本税制報告書』（第一次シャウプ勧告）
昭和25年	）道府県税として「附加価値税」創設（昭和29年に実施されないまま廃止）
昭和26年	
昭和39年	
	政府税制調査会が、事業税の外形標準課税が適当（所得以外の基準は加算法の付加価値額によることが適当）と答申
昭和43年	政府税制調査会が、事業税の外形標準課税の仮案（所得金額と加算法による付加価値額の併用案）を答申
平成8年	政府税制調査会法人課税小委員会報告（11月） 「事業税に外形標準課税を導入することは、事業に対する応益課税としての税の性格の明確化に加え、都道府県の税収の安定的確保、赤字法人に対する課税の適正化にも資するものと考えられる。」 「外形基準については、これまでの検討経緯や、事業の人的・物的活動量を的確に表すこと等から、今後とも、加算法による所得型付加価値を検討の中心としながら、引き続き幅広く検討することが必要であると考ええる。」 「外形標準課税の問題は、業種別税負担や都道府県別税収の変動、消費税や地方消費税との関係など、……なお検討すべき課題が多い。今後、これらの課題について更に検討を深めることが適当である。」
平成9年	政府税制調査会答申（12月） 「地方の法人課税については、平成10年度において、事業税の外形標準課税の課題を中心に総合的な検討を進めることが必要です。」
平成10年	政府税制調査会に「地方法人課税小委員会」を設置（4月） 政府税制調査会答申（12月） 「引き続き、地方法人課税小委員会を中心に、法人事業税に外形標準課税を導入することについて、具体的な外形基準のあり方や税制度の簡素化の工夫、企業経営や雇用への影響などの諸課題を含めて、精力的に検討を進める」
平成11年	政府税制調査会地方法人課税小委員会報告（7月） 望ましい外形基準の四類型（①事業活動によって生み出された価値、②給与総額、③物的基準と人的基準の組合せ、④資本等の金額）をとりまとめ 政府税制調査会答申（12月） 「外形標準課税の導入は、地方税のあり方として望ましい方向の改革であり、景気の状態等を踏まえつつ、できるだけ早期にその導入を図ることが望ましい」
平成12年	政府税制調査会中期答申（7月） 外形標準課税の具体案（旧自治省案）発表（11月） 政府税制調査会答申（12月）
平成13年	地方分権推進委員会最終報告（6月） 「今後の経済財政運営及び経済社会の構造改革に関する基本方針」（骨太の方針）（閣議決定）（6月） 外形標準課税の具体案（総務省案）発表（11月） 政府税制調査会答申（12月）
平成14年	「構造改革と経済財政の中期展望」（閣議決定）（1月）

わが国税制の現状と課題－21世紀に向けた国民の参加と選択－（抄）

（平成12年7月 政府税制調査会）

二 法人課税

2. 法人事業税

(4) 法人事業税への外形標準課税の導入

⑤ 導入の時期

法人事業税への外形標準課税の導入は、地方分権を支える安定的な地方税源の確保に資すること、応益課税としての税の性格の明確化につながるとともに、地方の行政サービスによって受益を得ている法人が薄く広く税を負担することを通じて、税負担の公平化につながることを、さらに、所得に係る税負担を相対的に緩和することとなり、より多くの利益をあげることを目指した事業活動を促し、経済の活性化、経済構造改革の促進に資すること等の重要な意義を有する改革であり、極めて厳しい地方財政の現状等を踏まれば、すべての都道府県において幅広い業種を対象に、薄く広く負担を求める外形標準課税について、景気の状態等を踏まえつつ、早期に導入を図ることが必要です。

二 平成13年度税制改正

2. 法人関係税制

(3) 外形標準課税

- ③ 自治省案は、個別の法人で見れば、一定の税負担の変動を生じさせるものの、全体として見れば、増税を目的とするものではなく、税収中立の考え方の下、中立性の高い課税標準により、薄く・広く・公平な課税を図ろうとするものであり、現行の所得課税よりも望ましいものであると考えます。

この点に関し、受益と負担の関係が明確になり、地方公共団体により一層の情報公開と説明努力を必要とすることから、責任ある地方自治の確立にも資するのではないかとこの意見がありました。また、地域の事業活動と税収規模との関係が明確になるため、事業活動を促す行政投資の最適化にも資するのではないかとこの意見もありました。

一方、外形基準に報酬給与額が含まれることで、雇用への影響を懸念する意見がありました。また、都道府県の歳出削減等の行財政改革が先ではないかとこの意見、欠損金の繰越控除の制限や法人住民税均等割の拡充のようなより簡素な仕組みで対応すべきではないかとこの意見もありました。

今後、この自治省案に関する様々な議論を参考としつつ、引き続き各方面の意見を聞きながら、景気の状態等を踏まえ、外形標準課税の早期導入を図ることが適当と考えます。

- ④ 外形標準課税の導入は、国・地方を通ずる財政構造改革や税財政の抜本的改革と一体的に行うべきとの意見もありました。大法人を含め約3分の2にも及ぶ赤字法人が地方公共団体の行政サービスを受けていながら法人事業税を支払っていないという不公平を放置することはできず、抜本的改革への国民の理解を得るためにも、外形標準課税の導入は早急に対処すべき課題であると考えます。

平成14年度の税制改正に関する答申(抄) (平成13年12月 政府税制調査会)

二 平成14年度税制改正

2. 法人課税

(3) 外形標準課税

法人事業税への外形標準課税の導入は、税負担の公平性の確保、応益課税としての税の性格の明確化、地方分権を支える基幹税の安定化、経済の活性化・経済構造改革の促進などの重要な意義を有する改革である。

平成12年11月に旧自治省が示した具体案は、所得基準と外形基準を併用することとし、所得に係る税率を現行の2分の1に引き下げ、残りの部分について、加算法による付加価値である「事業規模額」による課税方式を導入しようとするものである。この旧自治省案は、増税を目的としたものではなく、中立性の高い課税標準により、薄く・広く・公平な課税を図ろうとするもので、現行の所得課税よりも望ましいものである。

本年11月、旧自治省案に対して各方面から寄せられた意見を踏まえ、外形標準課税に関する総務省の新たな具体案が示された。この総務省案は、旧自治省案で2分の1導入することとした外形基準の部分について、付加価値額を基本としつつ、資本等の金額による課税方式を補完的に併用するものである。資本等の金額は、中期答申において望ましい外形基準とされた4類型の1つであり、法人の事業活動の規模をある程度示すとともに、担税力を示す面も有するものである。これにより、法人事業税全体に占める報酬給与額に係る部分の割合が大幅に下がることとなった。また、大法人と中小法人との税負担割合を変えずに税率が一本化され、「雇用安定控除」も不要となるなど、担税力に配慮しつつ、課税の仕組みが簡素化されており、「薄く・広く・公平な課税」という考え方を堅持しつつ、各方面から寄せられた意見を取り入れて、工夫された案となっている。

外形標準課税の導入は、景気の状態が厳しいこともあり、国・地方を通じる税制の抜本的改革と一体的に行うことが適当との意見もあった。しかしながら、課税の不公平の是正、税収の安定化を図るとともに、努力した企業が報われる税制の確立、真の地方分権の実現に資するため、早期に導入すべきである。

構造改革と経済財政の中期展望(抄)(平成14年1月 閣議決定)

3. 構造改革を中心とする経済財政政策の在り方

(6) 地方行財政制度の改革

(国・地方の役割分担に応じた地方財源の在り方)

(略)

法人事業税の外形標準課税については、今後、各方面の意見を聞きながら検討を深め、具体案を得たうえで、景気の状態等も勘案しつつ、平成15年度税制改正を目途にその導入を図る。

地方税の主な非課税等特別措置による減収額(8,260億円)の内訳(平成14年度ベース)

(単位:億円)

個人住民税 (30.4%) 2,510			法人住民税 (8.8%) 730	事業税 (21.2%) 1,750	固定資産税 (39.6%) 3,270
生命保険料・損害保険料控除 (11.9%) 980	老人マル優等 (7.0%) 580	その他 (11.5%) 950	(8.8%) 730	事業税 (21.2%) 1,750	(39.6%) 3,270
				社会保険診療報酬の所得計算の特例 (10.9%) 900	

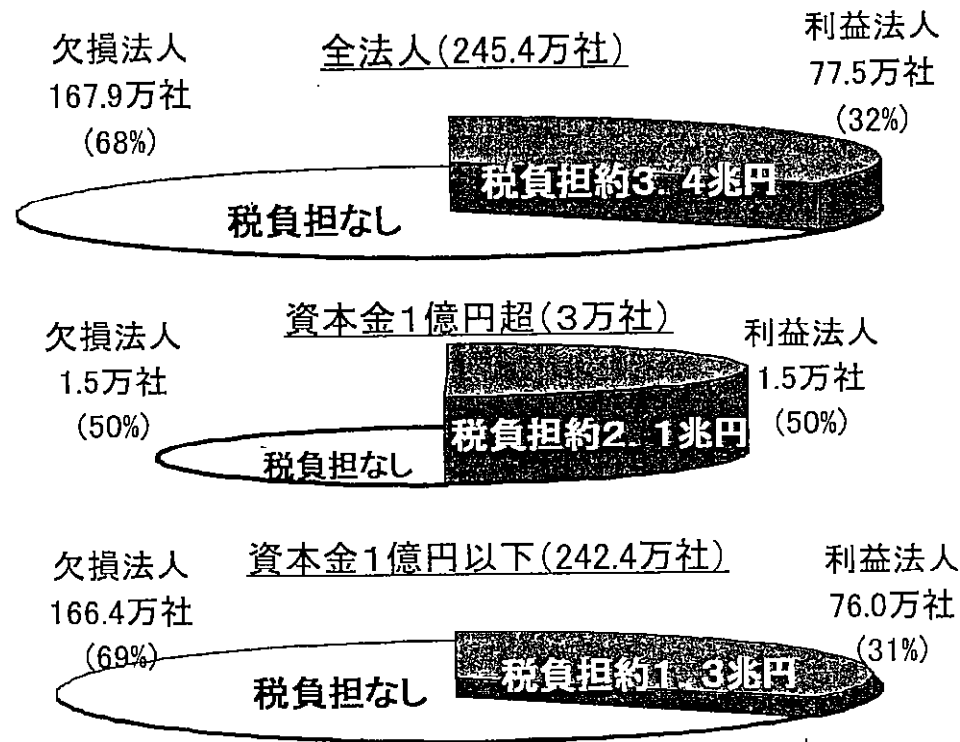
- (注) 1 公共・公益法人等に係る不動産取得税及び固定資産税の非課税措置による減収額は含まれていない。
2 住宅・住宅用地に係る不動産取得税及び固定資産税の特例措置による減収額は含まれていない。

法人事業税の改革の趣旨

- ①事業規模に応じて薄く広く公平に
- ②受益に応じた負担を求める税に
- ③安定的な行政サービスの提供のために
- ④努力した企業が報われる税制に

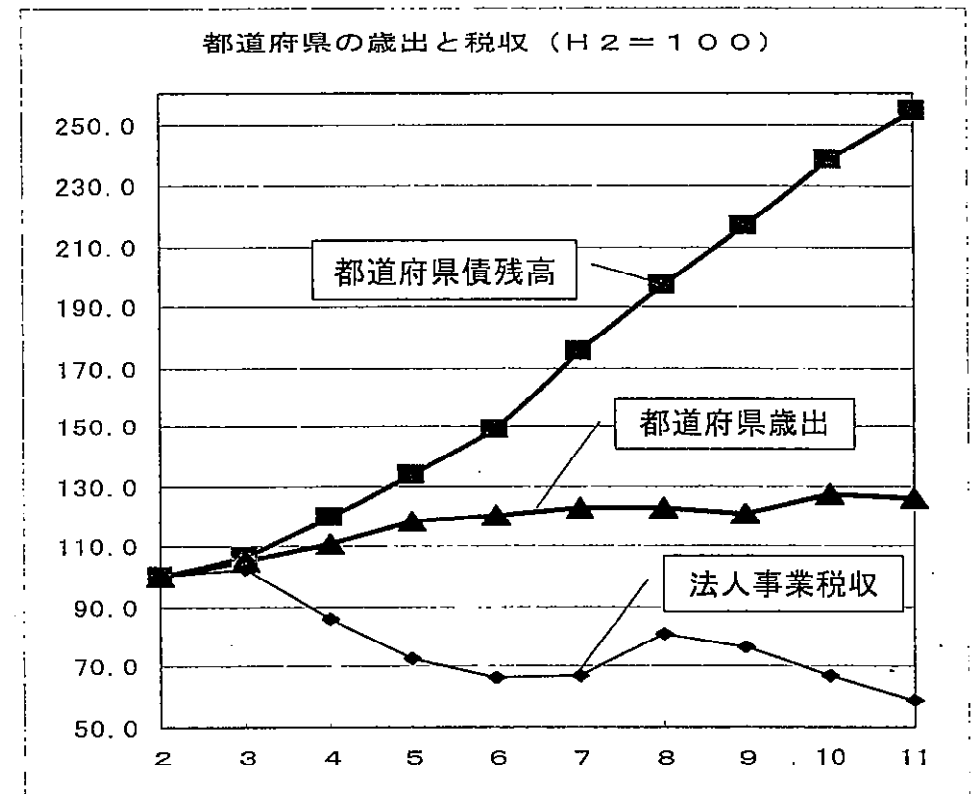
-【税負担の公平性の確保】
-【応益課税としての税の性格の明確化】
-【地方分権を支える基幹税の安定化】
-【経済の活性化、経済構造改革の促進】

○ 2/3の法人は、行政サービスを受けながら、法人事業税を負担していません。



(平成11年度所得課税法人分)
※ 法人数には、特別法人等は含まない。

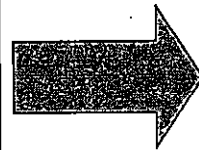
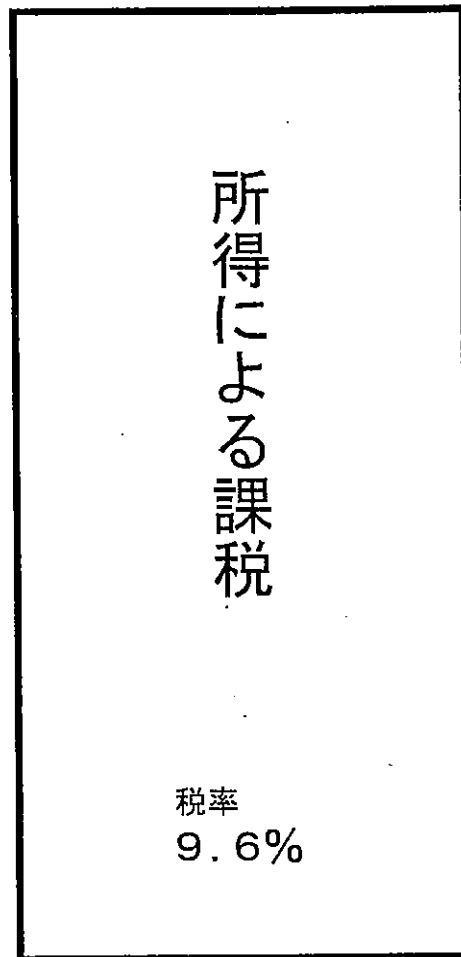
○ 法人事業税収の減少とともに、都道府県財政も厳しい状況になっています。



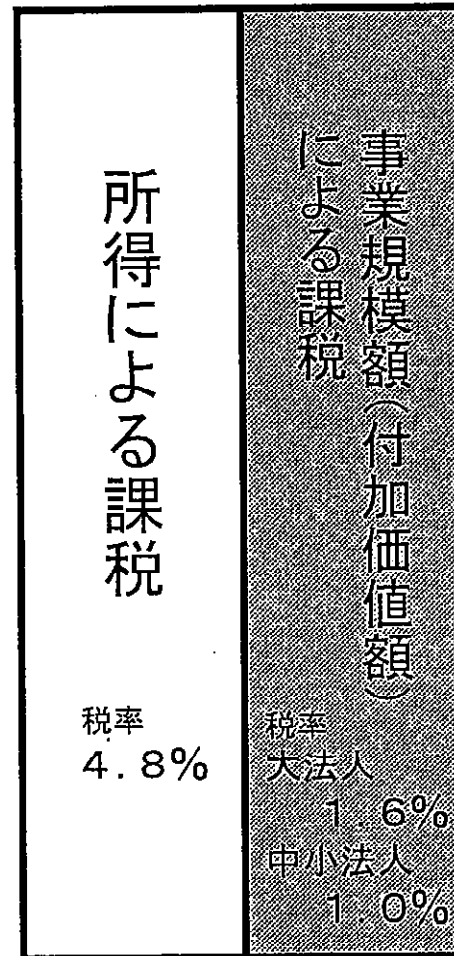
(参考)平成2年度の法人事業税収を100とした場合、平成11年度は58.9

法人事業税の改革案について

現 行



旧自治省案

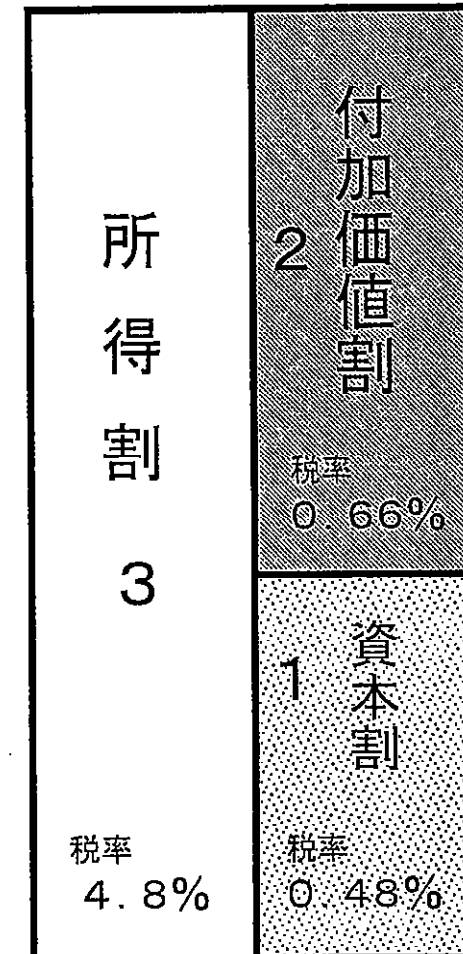


所得基準：外形基準

1:1

-14-

改革案



所得基準：外形基準

1:1

旧自治省案と改革案の比較

課税の仕組み	旧自治省案			改革案		
	課税標準	所得	事業規模額 (雇用安定控除あり)	所得	付加価値額 (雇用安定控除なし)	資本等の金額
	導入割合	1/2	1/2	1/2	1/2 概ね2/6 概ね1/6	
	税率	4.8%	大法人 1.6% 中小法人 1.0%	4.8%	0.66%	0.48%
		資本金1千万円未満の法人は、年4.8万円を限度		資本金1千万円未満の法人は、 年4.8万円を限度		
経過措置等		○ H13年度改正で制度化 ○ 実施時期 大法人 H14年度～ 中小法人 H16年度～ ○ 経過措置 当初3年間導入割合1/4		○ H14年度改正で制度化 ○ 実施時期 大法人 H15年度～ 中小法人 H17年度～ ○ 経過措置 当初3年間導入割合1/4		
※本格実施時点の給与分の割合		35%程度		22%程度		

東京都銀行税訴訟の概要

1. 原告

第一勧業、三井住友、富士、東京三菱、あさひ、UFJ、大和、横浜、八十二、北陸、福岡、三菱信託、安田信託、UFJ信託、中央三井信託、住友信託、みずほ信託、日本興業 以上18行(平成14年3月26日現在)

2. 被告

東京都及び東京都知事

3. 原告の請求の趣旨

- (1) 本件条例の無効確認
- (2) 平成13年4月1日開始事業年度に係る事業税について、
 - ・ 本件条例に基づき、更正・決定処分をしないこと
 - ・ 本件条例に基づく租税債務が無いことの確認
- (3) 平成12年4月1日開始事業年度に係る事業税について、
過誤納額(724.6億円(既納税額－所得基準税額))及び還付加算金(年4.5%)を支払うこと
- (4) 損害賠償金(21億円(各行1億円))＋利子(年5%)を支払うこと
の判決及び仮執行の宣言を請求。

4. 判決の概要

- 請求(1)及び(2)については、却下する。
- 請求(3)については、東京都に対して誤納額全額及び還付加算金(一部減額)の支払いを命じる(仮執行宣言付き)。
- 請求(4)については、東京都に対して損害賠償金18.3億円及び利子の支払いを命じる(仮執行宣言付き)。